

令和5年度東京都税制調査会
第2回総会

令和5年10月19日（木）15：30～16：11
都庁第一本庁舎42階 大会議室

【筒井税制調査担当部長】 本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。
それでは、池上会長に進行をお願いいたします。

【池上会長】 ただいまから、令和5年度東京都税制調査会第2回総会を開催いたします。
本日は、小池都知事は御欠席のため、代理として潮田副知事に御出席いただいています。
初めに、潮田副知事から御挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

【潮田副知事】 それでは、恐縮でございますが、マイクの都合もございますので着座にて失礼いたします。
知事に代わりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日は、誠ににお忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。また、オンラインで参加の皆様方におかれましても、御出席ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

御案内のとおり、気候危機あるいはエネルギー危機、そして物価高騰、自然災害など、東京、日本が置かれている状況と申しますのは、複雑に絡み合うグローバルな動きの真ただ中にあるわけでございます。世界のありようがストレートに都民生活に影響する時代となっております。そうした中でも、大きな変化の渦に翻弄されることなく、100年先も輝く東京の未来を確かなものにしていくためには、未来への投資を着実に進めていく必要があると、東京都として考えております。

また、人々の生活に直接関わる地方が直面する課題解決に向けまして、自主的・自立的な行財政運営を行うためには、何よりも地方が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が不可欠であると考えております。

今年度の東京都税制調査会では、「ふるさと納税」や環境関連税制などにつきまして、学識経験者の皆様に変な熱心に御議論を賜ったところでございます。報告書の取りまとめに際しまして、池上会長をはじめ、委員の皆様方の御尽力に心から感謝をする次第でございます。また、今回新たに特別委員となられました都議会議員の皆様、よろしくようお願い申し上げます。

東京都としましては、時代に即したあるべき地方税制を目指していきたいと考えておりますので、どうか皆様方のお力添えを引き続き何とぞよろしくお願い申し上げます。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

ただいま副知事からお話ございましたとおり、日本の経済、社会は非常に大きな問題を抱えているわけですが、その中でも地域住民の生活を支えるという意味での地方自治体の役割は非常に大きい、それを支える地方税の役割も非常に大きいと考えております。

東京都税制調査会は現在第8期に入っておりますが、今年度はその2年目でございます。昨年度に引き続いて、この3年間の議論の中で2年目をどうしようかということで、議題を絞りつつ議論してまいりました。

今年度につきましては、個人所得課税、地方法人課税、資産課税、環境関連税制、宿泊税、税務行政のDX推進という税制上の諸課題について、それぞれ詳しい議論を行いました。その上で、さらに我々が直面している政策課題である少子化、あるいは女性活躍という課題につきましても、税制との関連でどういうことができるかということについて議論を重ねてまいりました。その成果を小委員会で取りまとめていただいて、今回提出している報告案になっておりますので、これについてぜひ御検討いただきたいというのが今日のテーマです。

今日御意見をいただいて、それで案文の修正を行いまして、次回の総会でそれを報告として決定したいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、私からの挨拶とさせていただきます。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

【筒井税制調査担当部長】 特別委員に異動がありましたので、新任の委員の方々を御紹介いたします。

清水やすこ委員でございます。

池川友一委員でございます。

中村ひろし委員でございます。

御紹介は以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、潮田副知事は、公務のため、ここで退席させていただきます。

(潮田副知事退室)

【池上会長】 これより議題に入ります。

本日の議題は、「『令和5年度東京都税制調査会報告(案)』について」であります。

報告案の議論に先立ち、諸富小委員長から小委員会の開催経過について御説明をお願いします。

【諸富副会長】 タブレット資料の「令和5年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」にありますとおり、本年度は6月から10月にかけて小委員会を5回開催いたしました。

第1回から第3回は記載の各テーマについて幅広く検討を行い、それを基に第4回及び第5回で報告案を取りまとめしております。よろしくお願ひいたします。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、事務局から、報告案の概要について説明をお願いします。

【筒井税制調査担当部長】 それでは、報告案につきまして御説明をいたします。

会場参加の方はタブレット画面を、オンライン参加の方はお手元の資料「令和5年度東京都税制調査会報告(案) 概要版」を御覧ください。

初めに報告案の構成ですが、「Ⅰ 税制改革の視点」「Ⅱ 税制改革の方向性」「Ⅲ 直面する政策課題と税制」という3部構成となっております。

「税制改革の視点」では当調査会が税制の検討に当たって踏まえておくべき重要な事項について、「税制改革の方向性」では税制上の諸課題についてのあるべき姿と改革の方向性について、また、「直面する政策課題と税制」では2つの政策課題を取り上げ、税制との関連性について記述をしております。

これより具体的な内容を説明してまいります。

「Ⅰ 税制改革の視点」ですが、少子高齢・人口減少社会、地方分権改革の推進、財政の持続可能性の確保、地方税体系の在り方、所得格差に対応した税制、税制のグリーン化の6つの視点を掲げております。

地方税体系の在り方では、地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保を図るとともに、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべき。それとともに、地方自治体間の財源の不均衡が調整されるよう、地方交付税を確保すべき、としております。

税制のグリーン化では、環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化してその抑制を図るなど、税制の基軸の一つに「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠、としております。

続きまして、「Ⅱ 税制改革の方向性」についてでございます。

まず、金融所得課税について、所得再分配の観点からは総合課税が望ましいが、当面分離課税が適当とし、その税率については、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮しつつ、諸外国の段階的課税の方式も参考にしつ

つ、引上げを検討すべき、としております。

次に、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置について、今後の課税状況を踏まえながら、制度の見直しを検討すべき、としております。

続いて、「ふるさと納税」について、多くの問題点を有していることから、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきとし、その上で、具体的な見直しの方策としていただいた主な意見を挙げております。

「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合を段階的に引き下げていくべき。垂直的公平の観点から、特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる。返礼品は寄附者にとって所得税法上の「特別の利益」に当たると考えられ、控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき等でございます。

次に、問題点を都民に提起し、理解を促進すること。問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要としております。

続いて、地方法人課税について、国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものであり、財政調整の手段として応益関係のない他自治体に配分することは、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反するとした上で、こうした手法は地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為にほかならず、このような偏在是正措置を行うべきではないとしております。その上で、地方自治体間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方自治体が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要としております。

続いて、資産課税について、現行の家屋評価は、公平で適正な方法として適当とされているが、複雑で精緻過ぎるため、迅速に評価でき、簡素で分かりやすい仕組みとする方向で見直しに取り組む必要がある、としております。

次に、空き家対策には、空き家に対する保有税の負担を重くすること、及び空き家の流通を促進するための譲渡所得課税等の負担を軽減することが考えられる、としております。

続いて、2ページ目に入ります。

環境関連税制について、住宅の脱炭素化に向けて、取得時において断熱・省エネ性能が優れた住宅の選択を促すため、不動産取得税に、環境性能に応じて税率を設定する環境性能割を導入することが有効と考えられるとしております。

次に、新築住宅に対する固定資産税の減額措置について、環境性能の観点を盛り込むべきであり、対象を環境性能の高い住宅に重点化すべき、としております。

次に、省エネリフォームに係る減額措置について、既存住宅の環境性能を高めるインセンティブを与えるため、減額割合や要件の緩和等、制度の見直しを行うべき、としております。

続いて、宿泊税について、宿泊料金の上昇、外資系高級ホテル等の高額な宿泊の増加、観光産業振興費の増加等も踏まえ、税負担水準を引き上げる方向が適当としております。

次に、高額な宿泊が増加しており、宿泊料金に応じて新たな税額区分を設定することなどを検討すべき、としております。

税率については、一方で、社会経済の変化に順応しつつ、応分の負担を求める観点からは、定率での課税が有効。他方で、定額での課税は、分かりやすさや事務コスト等の点でメリットがある、としております。

次に、都内の宿泊客は様々で、その目的も多様。応益課税の考え方から、課税趣旨及び税込用途との関係で課税対象者等を整理する必要がある、としております。

次に、公平性・応益課税の観点からは、宿泊料金による課税免除を見直すこと、民泊等も課税対象とすることが考えられる。ただし、事務コスト等、費用対効果を勘案する必要がある、としております。

続いて、税務行政のDX推進について、行政機関間の情報連携は、納税者の利便性の向上及び行政機関等の事務の効率化に資するとして上で、情報連携の推進に向け、地方税法の守秘義務との関係が課題となることから、提供可能な情報の範囲や条件の整理を進めるべき、としております。

続きまして、「Ⅲ 直面する政策課題と税制」に移ります。

まず、子供を産み育てやすい社会と税制の在り方について、子育て世帯への経済的支援について、所得によって給付の対象を制限する場合には、給付付き税額控除の導入も有効な方策である。ただし、多くの課題がある、としております。

次に、子育てと仕事の両立について、家事育児支援サービスの利用を支援する税制措置も考えられる、としております。

続いて、女性が活躍しやすい社会と税制の在り方について、我が国の税制・社会保障制度は男性稼ぎ手型世帯を標準として設計、構築されているが、社会状況は大きく変化しており、生き方の選択に対して中立的な在り方を検討すべき、としております。

次に、社会保険上の年収の壁への対応として、本来は社会保険制度の改革が必要であるが、給付付き税額控除の導入も考えられる。ただし、多くの課題がある、としております。

報告案の説明は以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、検討に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、この報告案は3部構成となっております。第1部は「税制改革の視点」、第2部は「税制改革の方向性」、第3部は「直面する政策課題と税制」となっておりますが、相互に関連する内容もございますので、一括して御検討いただきたいと思っております。この報告案のどこからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思っております。

なお、御発言される場合は、挙手をいただければ順番に指名させていただきます。そして、ウェブで参加の委員におかれましても、画面に向かって手を挙げていただければと思います。画面に映っていない委員といえますか、見えないこともあるのです、その場合は御発声いただければ、こちらで御指名させていただきます。

それでは、御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

中村特別委員、どうぞ。

【中村特別委員】 都議会立憲民主党の中村ひろしと申します。

小委員会の先生方には報告書の作成、お疲れさまでございました。私からも意見を述べさせていただきます。

昨今の社会情勢は様々な課題がありますが、特に都民生活を苦しめているのは、物価が高騰する中で賃金が上がらず、また、収入が一定の年金生活者や生活保護世帯は厳しい状況にあります。政府の政策が、格差や貧困の対策をするどころか、逆にそれを深刻化させているとさえ言えます。

税の在り方を国に提言するに際しても、最も主張したいのは、公平・公正な税制度の確立、給付付き税額控除など所得の再分配機能の強化により、格差を是正し、貧困をなくしていくことです。また、地方自治体が独自に行う子供への現金給付である018サポートやベビーシッターの利用料金への助成など、子育て支援や低所得者対策などの給付の取扱いについても適切な指針が必要です。

近年、所得税や法人税の累進性が弱められ、逆に逆進性のある消費税が強化されています。政府のこうした高額所得者優遇の姿勢こそ改められるべきです。現在、税収増の見込みから、政府は所得税の減税を検討しているようですが、将来的な財政の在り方としても疑問はありますが、何より公平なものになるのか懸念がされます。

また、不公平な税制の典型は金融所得課税です。分離課税となることで、1億円を境に税負担率が減少に転ずる、いわゆる「1億円の壁」と言われる逆転現象が起きています。今回の報告書でも、制度の見直しを検討する

と記載されていますが、早期の見直しを政府に求めるといった、より積極的な記載にすることを提案します。

また、地方法人課税の偏在是正措置のように、都を狙い撃ちするような、税の根本をゆがめるような制度については、都も繰り返し見直しを求めています、さらに強く求めるべきです。

同様に、「ふるさと納税」は、制度として問題がありますが、所得が高い方ほど返礼品で得をするという問題があることから、地方財政への支援や産業振興は別途行うという前提ですが、報告書の記載を「見直し」程度ではなく、「抜本的見直し」との記載にすることを求めるものです。

また、税収増の要因として大企業の収益改善がありますが、このことは国民生活の実感とはかけ離れています。収益改善を正社員の賃金に反映することに加えて、非正規社員、さらには取引の適正化を通じて中小企業の社員の賃金への反映も必要です。さらに、両立支援や介護離職防止など社会的責任を果たすよう促すことや、研究開発や設備投資が積極的に行われるような税制度の構築が必要です。大企業への課税の在り方も政府に提言するよう求めます。

以上を述べまして、私の意見とさせていただきます。

【池上会長】 ありがとうございました。

現在の日本あるいは東京都の経済あるいは社会状況の認識につきましては、それぞれ特別委員の皆様も議会で御検討いただいていると思いますし、我々、小委員を務めている中でもいろいろ検討している中で、それを果たしてどのように税制に生かしていけるのかというところで議論をしてきております。

確かに、税制の公平・公正という観点から、税制が持っている所得再分配機能と、現金給付をはじめとする給付措置が持っている所得再分配機能をどのように組み合わせればいいのかという観点も議論してまいりましたし、それはこの報告案の中にも生かされていると私は考えております。

金融所得課税につきましても、総合課税が原則望ましいが、しかし当面は分離課税という書き方になっておりますし、負担の引上げにつきましても、どこまで行くのかという話はそこまで具体的には書いておりませんが、小委員の間で意見が一致する範囲での記述になっているところでございます。

それから、法人課税の偏在是正の話は御発言いただいたとおりでございます。

「ふるさと納税」につきましては、以前から答申もしくは報告という形で問題点をずっと指摘しておりますので、今回につきましては、ではどうするのかという、いわゆる見直しの方策について小委員会の中で具体的な意見をそれぞれ出していただきました。今回はまだ、意見を出したものをざっと列挙するような形になっておりますが、これを実際にどのように進めていくのかということについては来年度に向けて、来年度が3年目ということとなりますので、そこまでに議論を詰めさせていただきたいと考えております。

また、賃上げや企業の研究開発投資に関する税制についても、これは地方税というよりはどちらかという国税の話になるケースが多いところですので、そこまでなかなか踏み込んでないところがございしますが、問題意識としては共通するものがあるかと思っておりますので、果たして地方税でどういうことができるかについては、また考えさせていただければと考えております。

諸富小委員長から何かございましたら。

【諸富副会長】 特にございません。

【池上会長】 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様から何かございましたら。

清水特別委員、どうぞ。

【清水特別委員】 清水やすこです。

小委員会の皆様、本当にお疲れさまでございます。私からも何点か申し上げます。

前日も委員でございまして、そのときからも大分いろいろなことに取り組んでいただいているなということにまず感謝を申し上げたいと思います。

細かいところでは何点かあります。まず、富裕層の課税の強化ということで載っているのですが、例えばOECDやGAF A、去年の議論にも載っているかどうか分からないのですが、国の議論がこれから始まりますという中で、地方配分は先行して東京都で議論してもいいのかなと思いました。国際ルールも決まり始めて、早く取り組むべきなのかなというのが1点目です。

2点目ですが、「ふるさと納税」です。私、前職からすると、「ふるさと納税」をどうするという議論も大事なのですが、地方法人税、地方消費税、ふるさと納税をセットで議論すると、ざわつかないというか、落ち着きがいいのかな、どこが減って、どこが増えて、だからこういうふうに進んでいくのだよというので納得感が出るのかなと感じました。

最後にグリーン税制のことを申し上げたいのですが、グリーン税制を徹底してしまうと自動車税制が崩壊するというか、税のバランスが崩れるのかなと思うのですね。自動車税で言うと、軽油引取税とか地方揮発油税など、影響が出るのかなと思っているので、そういうところは、取り組むのはいいのですが、代替財源もセットで議論すべきなのかなと感じました。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

国際課税の改革の地方税配分については、後で諸富先生からコメントをいただけたと思います。

それから、「ふるさと納税」と、地方法人課税の偏在是正問題と、地方消費税につきましても清算基準の見直しなど、いろいろなことが国の側で行われているということで、セットで取り上げるという御提案かと思います。

実は、今回は「ふるさと納税」の話と偏在是正の話を行っておりますが、それぞれの年度で話題になってきたときにそれぞれの課題に取り組んでいるところがございまして、我々としてはそれぞれの課題を議論する中でも相当論点がたくさんありまして、それについて深く取り組んできています。

もちろん、東京都と他の自治体との利害と申しますか、そういったところは実際にあるのですが、それも踏まえつつ、東京都としての税収の問題と地方税全体として在り方の問題という形でバランスを取って我々は考えておりますので、法人課税、地方消費税、ふるさと納税、それぞれ大きな問題であるので、私としてはまとめる逆になり過ぎていきなり過ぎるような気がしているのですが、どういう論じ方があるのかということは考えさせていただきます。

それから、グリーン税制を徹底すると税収も減っていくのではないかという議論は確かにあって、そうしますと、例えば自動車税の課税標準をどう考えるかといった問題になってきます。

実は、この問題は昨年取り組んでおりまして、自動車税の今後の在り方、いわゆる電気自動車でありますとか、今はまだハイブリッドの段階だと思うのですが、だんだん電気自動車が増えていくということになったときに、道路をどのように傷めるのかとか、それが税収にどう影響するのかとか、いろいろなことを考えると、課税標準について、今はどちらかというところを重視しているところがありますが、例えばそれはCO₂排出量なのか、車の重量なのか、あるいは走行距離なのか、いろいろな議論がありますので、そういったところについても昨年の報告では取り上げましたので、今回はあまり取り上げなかったというのが正直なところでございます。ただ、来年度は3年目ですから、全体を取りまとめることとなりますので、改めて総合的に語らなければいけないと考えております。

また、国際課税の議論は昨年行ったと思うのですが、これにつきましては現段階でどうですか。諸富先生のほうから何かコメントがございましたら。

【諸富副会長】 私がフォローしている限り、結構難航しているのですね。国際合意はしたものの、あれはあ

る種の政治宣言でありまして、それを実際に実行していこうとなると、それこそよく言われているように100年ぶりの国際ルールの大改革になりますので、その実施ルールや会計制度の統合とか、それまで特に第1の柱のほうは全く違うシステムになるので、相当難航していると聞いています。私がお世話になったミシガン大学の先生の書いていらっしゃる論考を見ると、第1の柱はもしかすると実現できないかもという悲観論まで出ています。

ところが、第2の柱、例の国際最低課税15%は、時間はかかるかもしれないが、大方は行くだろうと。また、日本も財務省のほうが国内法に落とし込む法案を準備しているので、こちらは恐らく。

そうなった場合の法人関連税収増を、財務省は恐らくそれを国の収入だと考えていらっしゃると思いますが、地方としてどういう論理を立てて、それは日本全体の税収なのだから適宜シェアすべきだという議論をどう立てていくかというのは先生の御指摘のとおりだなと思います。

【清水特別委員】 ありがとうございます。重量基準を去年やっていたという事で分かりました。国際の流れも分かりました。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方からいかがでしょうか。

池川特別委員、どうぞ。

【池川特別委員】 特別委員になりました池川です。どうぞよろしく申し上げます。

活発な議論をさせていただいているというのが今の先生方の発言からも分かったので、大変敬意と感謝を申し上げます。

貧困と格差を是正するための所得の再分配の問題は、引き続き議論のテーマになっていたり、中村特別委員からもありましたが、「1億円の壁」の所得課税の問題、さらに今、国政では消費税の減税、インボイス問題が大きな税制の問題として論じられているなど、税制をめぐって本当に大変重要な論点があると思いますが、私から3つの点について今日は申し上げたいと思います。

1つ目は、住宅に関わる問題です。39ページに記載がある新築の税制における記載です。住宅の供給過多により需給ギャップが広がっていくことが懸念されていることについて、問題意識を共有しています。特に、量的供給よりも、環境性能、耐震性等、質の高い住宅の供給が促されることが重要だという内容は、環境負荷の点からもとても重要だと考えます。

同時に、46~47ページにおいて、既存住宅の省エネリフォームについて減額措置の見直しが提起されていることにも注目しています。気候危機対策を進める上で、既存住宅をどうするかというのは大変重要で、税制面から省エネ・再エネを様々後押ししていくことについて記述されていることは大変重要だと思いました。

加えて、東京は全国の中でも住居費の割合が高いということが様々な場面で言われております。住宅に困窮する方々に対する支援というのは、今、東京の大事な課題ではないかと考えます。その点で、空き家の利活用、集合住宅の新たな利活用を含め、住宅に困窮する方々に対する様々な支援制度を、これは税制のみならず様々な政策と組み合わせて後押しをしていくことが重要ではないかということを一ポイントとして述べさせていただきたいと思います。

2つ目は宿泊税です。宿泊税は、設立当初は1人1万円未満の宿泊者に対する課税は免除すると。これは担税力を考慮して、低廉な宿泊施設への宿泊を課税の対象としなかったというやり取りが設立当初にありました。また、修学旅行生やビジネス客が利用するような施設については課税対象にしないようにしたと承知をしています。こうした点を踏まえれば、1泊当たりの料金が20年前と比べ上昇していることに鑑み、課税免除の額を引き上げることが妥当ではないかということ。

加えて、54ページに記載がございますが、修学旅行の課税免除について、東京都は1万円以上という場合、一

律課税するとなっていますが、資料にもあるとおり、例えば京都市では修学旅行生とその引率者については課税しないという対応をしており、こうした点は当初の宿泊税の設立との関係でも、修学旅行生を課税免除にすることは重要ではないかと思えます。

あわせて、1泊10万円から10数万円という富裕層向けホテルについては、担税力に応じた負担を求めることについて、今回も記述がありますが、進めることが必要ではないかと思えます。

最後に、ジェンダーの視点からです。74ページに、「我が国の税制・社会保障制度は男性稼ぎ手型世帯を標準として設計・構築されているが、社会状況は大きく変化しており、生き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の在り方を検討すべき」という記述があり、概要でも先ほど御説明いただいた点については大変注目しています。

非正規全体のうち女性が7割を占め、男性より低い賃金になっている理由は、やはり性別役割分業を前提とした雇用慣行にあると考えます。戦前戦後を通じて、男性が働いて、妻が子を養い、女性は家事・育児を担うということが当然視されてきたことがこうした背景にはある。パートタイム労働やケア労働も女性が就労する家計補助的な働き方と位置づけられ、賃金をはじめ様々な格差が事実上容認される制度設計になってきてしまったということだと思います。

また、標準世帯モデルはもはや現実に合っていないと思います。東京では、単身の世帯の割合が直近の国勢調査で50%を超えるという事態になっており、全国では40%ですから、単身世帯の問題というのはまさに東京の問題だと思います。

こうしたジェンダーの視点も踏まえて、雇用や社会保障制度と併せて税制からも見直しを図ることがジェンダー平等社会を進める上でも重要だと考え、74ページの記述については大変注目をしているということです。

以上、3点述べさせていただきました。ありがとうございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

3点にわたってコメントをいただきました。

住宅につきましては、新築重視というよりは環境性能重視という形で政策の重点化を図るという点、それから省エネリフォームについて促進するという点です。それから、住宅困窮者に関する支援策については、税制だけでなかなかできるものでもございませんので、これは空き家の利用促進ということを含めて、税制を超えて住宅政策として東京都として取り組まれていくものと期待しております。税制に関する報告としては肯定的な評価をいただいたと考えております。

宿泊税につきましては、実は小委員の間でも意見はいろいろありまして、文章を見ていただくと、全員が一致しているというわけではないのです。なので、いろいろな意見について、強弱はありますが、そこで書かせていただいています。課税免除についても、ほかの団体の状況も見ると、逆に免税点を設けていない団体もあり、しかし、東京都でどうすればいいかというのはまた別問題でございますし、お話は出ませんでした。民泊についても、民泊も全部課税している団体が最近結構多いのですが、東京都でそれを行ったら一体どうなるのだろうかということ、想像がなかなか難しいところがありますので、そういったところについてもさらに検討が必要だと思います。

修学旅行への課税免除についても、「課税免除とすることが妥当であるとの意見があった」という記述になっておりまして、ただ、全員一致でこうなったということではないので、この報告ではこういう形の意見として出させていただいているところが現実でございます。

それから、ジェンダー視点につきましては、非正規雇用の方々、それから標準モデルではない方々がむしろ標準になってきつつあるという認識は我々も当然共有しております。それに税制がどのように応じていけるかということについて十分議論を重ねてきたつもりでありますので、そういう評価をいただけたかと思えます。どう

もありがとうございました。

それでは、ほかに委員もしくは特別委員の皆様から御意見をいただければ、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしよろしければ、本日皆様からいただいた御意見を踏まえまして、私のほうで早急に報告の最終案を作成させていただきます。それを次回の総会に提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

予定していた議題は以上でございます。

ここで、事務局を代表して児玉主税局長から、委員の皆様へ一言御挨拶がございます。

【児玉主税局長】 主税局長の児玉でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

東京都税制調査会第2回総会の閉会に当たりまして、事務局を代表して御挨拶を申し上げます。

東京都税制調査会では、これまでも東京都をはじめ、地方が置かれた状況に即して、あるべき地方税財政制度の姿や直面する税制上の諸課題について検討を行っていただきました。

今年度は、金融所得課税、「ふるさと納税」、環境関連税制、宿泊税など、税制上の課題に加え、少子化対策、子育て支援や女性活躍など、直面する政策課題について委員の皆様からそれぞれの御見識を踏まえた活発な御意見をいただきました。

次回の総会で報告を取りまとめていただきましたら、報告の内容を踏まえ、主税局といたしまして、地方分権に資する税制度の確立及び地方税財政の拡充に向けて、税制の検討や関係機関への働きかけなどに取り組んでまいります。

報告案の作成に当たりましては、池上会長、諸富副会長には多くの時間を割いて取りまとめていただき、心から御礼申し上げます。

宇田川副会長をはじめ、特別委員の皆様、小委員会の委員の皆様、区市町村長の委員の皆様からは一方ならぬ御尽力を賜りました。改めて厚く御礼を申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【池上会長】 それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いします。

【筒井税制調査担当部長】 第3回総会は、10月26日の木曜日、午後3時半から、本日と同じくこの会場、都庁第1本庁舎42階大会議室で開催させていただきます。御出席をよろしくお願いいたします。

【池上会長】 それでは、以上をもちまして東京都税制調査会第2回総会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

— 了 —